平成２１年（フ）第２０６６６号
東京都世田谷区池尻４丁目２―22―301
債務者　木村　紀子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　裕之
4　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０号
東京都練馬区平和台３丁目３―13―403
債務者　山本　　裕
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　　憲
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３０号
三重県伊勢市通町519
債務者　田中　秀生
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原圭一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３１号
東京都豊島区北大塚１丁目18―11―1004
債務者　田中　妙子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原圭一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９号
山口県宇部市大字妻崎開作957番地
債務者　岩崎　定二
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１５２０号
名古屋市南区豊２丁目35番12号　モラリス豊803号
債務者　渡邉　信一
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２１号
名古屋市南区豊２丁目35番12号　モラリス豊803号
債務者　渡邉　啓子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１２２号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字西釜池５番地の７　コーポ富士203号
債務者　樋上　友香
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３５号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７　サン・コーポラス笠寺1309号
債務者　宇山　紀子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７４９号
愛知県小牧市光ケ丘５丁目22番地　県営光ケ丘第二住宅４棟1001号
債務者　本村　浩二
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８号
名古屋市中川区東起町４丁目160番地　県営東起住宅209号
債務者　福原ゆき江
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８０号
沖縄県那覇市壺屋２丁目６番５―303号　マンションひめゆり
債務者　島屋敷琢也
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５２８号
沖縄県那覇市字国場335番地１　コーポレーションこくばＣ棟308
債務者　新目　正枝
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４０１９号
札幌市中央区南12条西23丁目１番35―502号
債務者　大友　崇志（旧姓福岡）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１５６号
北海道石狩市花川南１条４丁目112番地
債務者　武澤　昭弘
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１６９号
札幌市厚別区厚別西５条１丁目21番５号
債務者　星　　美満（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部